

2021/1/2

(うとQ世話し「誠に残念」にならぬよう願います)

我々が住む神奈川県内で、年末年始二日間でおおよそ1000人のコロナ新規感染者が発生し、病床数の逼迫、医師看護師の対応能力越えでの医療体制の崩壊の瀬戸際にあると、知事が「危機感をあらわにして」会見を行いました。

それに従い、当店でも昨年末、年末年始休暇に入る前の指示を改めて従業員に電話連絡致しました。

「同じ事を何度も言うが、人混みには絶対近づくな。できるだけ家にいてくれ」と。

一方自分は、少し前の記事で、以下のような事を書きました。

「感染症指定病院(というのでしょうか)は病床数、医師看護師数とも逼迫し、疲労困憊しているのに、それ以外の病院や開業医院はお客さん(患者さん)が来なくなって潰れているところが多々あるアンマッチが起きている」

とも。

であるなら、素人考えですが、

プレハブでも何でも良いので、逼迫都道府県の国有地に臨時の感染症対策病院を大至急建て、買い上げた医療器具を設置する。

呼吸器系、感染症系の開業医を臨時国家公務員として雇用し、感染症指定病院に派遣し、感染症指定病院のヘッド医師の管轄下で助手医師としてサポートを行うようにする。

そうして、その他の開業医は、コロナ感染症以外の急を要する病気の対応に当たるようにする。

そうすれば、閑古鳥が鳴いている開業医院は臨時収入が入りますし、一部の医師看護師や病院に集中している過酷な負荷が分散されて良いと思うのですが。

それを何故、医師会は国に提案しないのか？国は何故それを医師会に提案しないのか？

医師法？医事法？厚労省行政？厚労省医官の抵抗？

法律や行政の壁？改正のための「十分な議論の時間」の問題？

ですが、現下は平時ではなく「戦時下」同様ですから、それこそ「特措法」を持ち出す条件下にいる訳です。

それすらもなかなか進まないとなると行政以前にそれを司る「法律」とは何なの？

という事になってしまいます。

自分の解釈では法律とは「交通規則の拡大版」だと思っておりました。

震災時、信号機が停電で動作せず、交通整理ができずに矢鱈と衝突事故が頻発した。

なので、法律とは、お互いが余計なぶつかり合いをせずに、スムーズに暮らせるようにする物だという風に解釈して遵守してきた訳です。

外国人従業員にもそのように説明してきました。

しかし、上記のような非効率的なアンマッチな事例を見ると「じゃあ、法律って何なの？」

という疑問がわいてきます。

「法」という字は自己解釈ですが「氵（さんずい）」に「去る」と書くからには、水難水害を去らせる物ということになります。恐らく「治水」から出た言葉だと思うのですが、それからすると「法」とは「御難を去らせる物」でなくてはならない筈です。

もしそうでないなら、自分は当店の外国人従業員に自信を持って

「我が国にいたいなら、我が国の法律をきちんと守れ」

といえなくなってしまいます。誠に残念ですが。